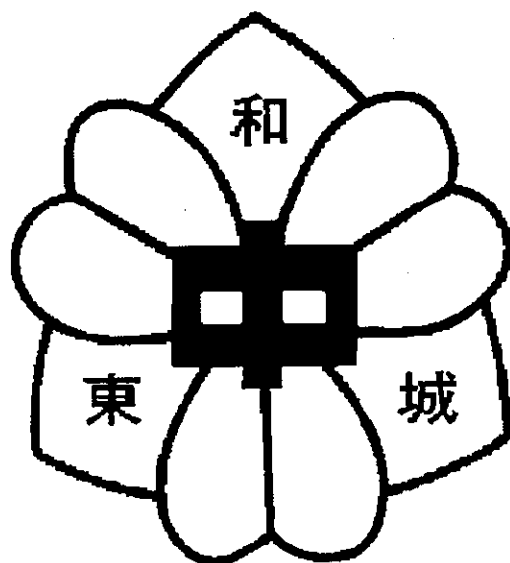


令和8（2026）年度

入学案内



和歌山市立城東中学校

〒640-8331 和歌山市美園町2丁目63番地

TEL 073-424-4408

ホームページ <https://www.wakayama-wky.ed.jp/joto/>

はじめに（文部科学省作成「生徒指導提要」を参酌して）

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にいじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、本校では、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「学校のきまり（いわゆる「校則」。）」について改訂を進めています。

昨年度、生徒会からの発信により、髪型、靴について改訂を行いました。今後、他のきまりについても、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、検討・改訂を進めてまいります。

子どもたちの多様性に気づくおとなが求められる時代です。様々な困難や課題を抱える生徒が増える中、学校教育には、こどもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも子どもたちの命を守ることが重要であり、全ての子どもたちにとって、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子どもたちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要です。

令和4（2022）年6月に「こども基本法」が成立し、こどもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、学校のきまりの見直しを検討する際に、生徒の意見を聴く機会を設けたり、生徒会等の場において、学校のきまりを確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きとして、本校の生徒指導が機能するよう努めてまいります。

令和8（2026）年1月

和歌山市立城東中学校長
清水 歩

学校運営方針

○ 教育目標

「人権尊重の精神を教育の基盤とし、
自分を大切に、他人（ひと）を大切にする生徒の育成」

○ 重点目標

- ・ 「豊かな心」を育む
（人権・同和教育の推進、道徳教育の充実、学び合いの授業づくりの推進）
- ・ 「確かな学力」を育む
（学び合いの授業づくりの推進、言語活動の充実、非認知能力を育む学習の実践）
- ・ 「健やかな体」を育む
（発達を支える指導の充実、基本的生活習慣の確立、体力向上への取組、危険回避能力の育成）
- ・ 「地域とともに」育む
（学校運営協議会の充実、地域の資源活用による協働、積極的な情報の発信）

○ めざす生徒像

自立し、社会と調和して暮らせる生徒

- ☐ 変化や課題に積極的に向き合う
- ☐ 他者とともに、課題を解決したり問題を乗り越えようとする中で、適切な関係を築くことができ、粘り強く最適解を探究し合える
- ☐ 様々な情報を収集し見極め、得た情報・知識を使って情報を再構築する

○ めざす教師像

自立を促し、共同体感覚を育む教師

- ☐ 常に生徒理解に努め、学び続ける向上心を持つ
- ☐ 巧みな教育者として、ともに学び育ち合う
- ☐ 生徒にとって、おとなのモデルであることを自覚し、総合的な人間力を備える

○ 本校の特徴

- ・ 和歌山市の中心地に立地
- ・ 小規模校（生徒の活躍の場の多さ 教師のかかわりが全校的）
- ・ 国際交流（カナダのリッチモンド市のスティーブストン・ロンドン校と姉妹校）
- ・ 人権学習（身近な人権課題から平和学習へ系統だてた学習）
- ・ 授業研究（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「学び合いの授業づくり」）

生徒指導と学校のきまり

Ⅰ 生徒指導の定義と目的（文部科学省作成「生徒指導提要」から抜粋）

（１）生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第１条）を期することであり、また、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法第２条第２項）ことが目標の一つとして掲げられています。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導を定義すると、次のようになります。

<生徒指導の定義>

生徒指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

（２）生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

<生徒指導の目的>

生徒指導は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものです。

また、生徒指導の目的を達成するためには、生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていきます。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になります。学校から学校への移行、学校から社会への移行においても、主体的な選択・決定を促す「自己指導能力」が重要です。

本校では、「学校のきまり」を示し、生徒が「自己指導能力」の獲得に努めるよう支える手立てとします。

2 「学校のきまり」の前文

生徒は、まず、社会規範を遵守する態度を身に付けるため、次の4項目を常に意識し、適切な判断をし、自己指導能力の獲得をめざしましょう。

- ・ 自他の健康・安全に配慮する
- ・ 自他の学習活動の妨げにならないようにする
- ・ 他者の権利を尊重する
- ・ 公共のマナーを考えて言動をする

3 「学校のきまり」の見直し

学校のきまりについては、一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような事項については、見直すこととします。また、学校のきまりによって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることとします。検証・見直しにあたっては、生徒、保護者等の意見を聴くことが望ましいと考えます。また、学校のきまりを決定する上で重視すべき事項を次のとおり示します。

- ・ 合理的な理由はあるか
- ・ 教育的目的はあるか
- ・ 「中学生らしい」は禁句
- ・ 「これまで問題なかったから」は禁句
- ・ 多数決だけでは決められない

4 学校のきまり

生活について

原則として、次のとおりとします。配慮を要するときは、学校に相談してください。

(1) 始業

始業は午前8時30分です。ゆとりをもって登校し、落ち着いて授業に臨みましょう。始業時に教室にいないときは遅刻となります。

(2) 遅刻・欠席・早退

遅刻や欠席をするときは、その理由もあわせて、始業までに学校に連絡してください。

欠席連絡システム（LINE for School）を利用して欠席連絡ができます。入学式後改めて登録方法を連絡いたします。生徒本人ではなく、保護者からの連絡をお願いします。

早退のときは、担任にその理由を告げ、許可を得てから下校します。担任、担当から保護者に連絡します。また連絡がつかない場合は、LINEにて連絡する場合もあります。

(3) 通学

徒歩で指定の通学路を通るようにしましょう。自転車での通学は許可していません。安全に通学するため、交通規則、マナーを守りましょう。

(4) 昼食

- ① 令和8年度より全員給食が実施されます。(アレルギー調査票を必ずご提出ください)
- ② 給食当番に給食白衣を貸し出します。週末に持ち帰り洗って週明けに返却になります。三角巾、マスクは各家庭でご準備ください。ご協力お願いします。
- ③ 気象警報が午前6時の時点で発表されているときは、給食はありません。

(5) 外出

登校後、下校までの間は外出できません。正当な理由があり、外出が必要なときは、担任に申し出て、外出許可証を発行してもらいます。

(6) 所持品

- ① 生徒証は個人の証明となります。無くさないように常時携帯しましょう。
- ② 自分の持ち物には、学年・組・出席番号・氏名を書きましょう。
- ③ 学校生活に不必要な金銭・ものは持ってこないようにしましょう。
- ④ 携帯電話・スマートフォンの類は持ってこないようにしましょう。

※平成13年度に和歌山県教育委員会から、「携帯電話等の公立小中学校への持ち込み全面禁止について」通達が出されています。また、令和2年7月に、文部科学省から、「学校における携帯電話の取り扱い等」の通知があり、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止すべきとされています。

(7) 集金

令和7年度より、安全面等の配慮から、ゆうちょ銀行からの自動振替サービスを利用しています。別紙に必要事項を記入し、入学後担任に提出ください。また、ゆうちょ口座をお持ちでない方は、入学までに開設をお願いします。

服装について

『2「学校のきまり」の前文』で示している4項目に照らし合わせ、学習環境の品性を損ねることのないようなデザインや着こなし方等(※)を保護者と相談して選択し、適切に判断しましょう。本校では、次の(A)～(C)及び、それ以下に記載する服装を推奨します。

※「学習環境の品性を損ねることのないようなデザインや着こなし方等」とは、例えば、高校入試や就職試験、冠婚葬祭等の際に着用する状態(フォーマル様)を想定しています。

- (A) 令和8年度から導入の和歌山県教育委員会が作成した標準服(新標準服)
- (B) 昭和57年から導入の和歌山県標準服推進委員会規定の標準服(旧標準服)
(今後、在庫がなくなり次第、販売は中止されるものと思われます。)
- (C) (A)、(B)に準ずる服装

○ トップス（上半身）

- * 襟、袖付きのシャツ、ポロシャツ
- * プレザー、学生服、セーラー服を着用してもなお防寒が必要な時は、トレーナー、カーディガン、ベスト、セーターの着用を可とします
- * いずれの場合も、色は、紺・黒・グレー・白で、無地のものを推奨します

その他、身だしなみについて

学習の妨げになったり、健康を害することがないように気を配り、清潔に保つよう心がけましょう。

○ 頭髪

学習環境の品性を損ねることのないよう保護者と相談して、学校生活に適した清潔感のある髪型にしましょう。

○ 靴・ソックス等

学習環境の品性を損ねることのないよう保護者と相談して、学校生活に適した靴、ソックスにしましょう。

○ かばん

原則として、本校指定のバッグを使用しましょう。

○ その他

- * 健康・衛生面等に配慮し、状況に応じて肌着を着用しましょう
- * 放課後、休日等も学校生活の延長線上にあるときは、きまりを意識して身だしなみを整えましょう
- * 防寒、暑熱対策として、防寒着、手袋、タイツ、ネックウォーマー、マフラー、帽子等の着用を可としますが、原則として登下校時のみの着用とし、教室のロッカーに入る大きさのものが望ましいです（耳あては、交通安全上の配慮から控えることを奨めます）
- * 装身具（ピアス、ネックレス等）の着用、マニキュア、化粧等は、学校教育活動上、直接必要なものではないので控えましょう
- * 校内では、学校指定の名札を所定の位置につけましょう
- * フォーマル様として、次のものを推奨します
 - ・トレーナー、セーター、Tシャツ類は、無地（ワンポイント可）で白・黒・紺・茶・グレー・ベージュのもの
 - ・ソックスは無地で白・黒・紺・グレーのもの
レースがついているもの、ルーズソックス等は、フォーマル様ではないと考えます
 - ・ストッキング・タイツ等は、黒・ベージュのもの
 - ・ベルトは無地で色は黒・茶のもの
穴が全面にある、飾りがある、バックルが派手である等は、フォーマル様ではないと考えます
- * 様々な機会に、お子様と学校生活について話し合い、共に考えていただければ幸いです

<生徒及び保護者のみなさまへ>

学校生活では、多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、様々なことを学び、生きることなどの価値や課題を見いだしていきます。特に、中学校段階は、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付ける重要な時期です。うまくいかないこと、できないこと等、失敗やミスを繰り返すこともあります。その後の生活により、それらは成長の糧となります。生徒は、学校のきまりを意識した日常を送る中で、社会規範を遵守する態度を身に付け、適切な判断をし、「自己指導能力」の獲得をめざします。保護者のみなさまには、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

5 教育課程と校時表

○ 教育課程

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合	自立	計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50		1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70		1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70		1015
特1	105	105	105	105	45	45	105	70	105	35	35	50	105	1015
特2	105	105	105	105	45	45	105	70	105	35	35	50	105	1015
特3	105	105	105	105	35	35	105	70	105	35	35	70	105	1015

○ 校時表（予定）

職 員 打 合 せ	8：15～ 8：30
朝 読	8：30～ 8：40
朝 の 会	8：40～ 8：45
1 限	8：50～ 9：40
2 限	9：50～10：40
3 限	10：50～11：40
4 限	11：50～12：40
給 食 ・ 休 憩	
5 限	13：25～14：15
6 限	14：25～15：15
終 わ り の 会	15：20～15：30
清 掃	15：30～15：45

6 城東中学校 年間行事

(現時点での予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。)

Ⅰ 学期

4月 8日(水) 入学式
4月 9日(木) 始業式・対面式
4月 13日(月) 身体測定・部活紹介
4月 24日(金) 授業参観
4月 28日(火)～5月 8日(金) 家庭訪問

5月 29日(金) 校外学習

6月 12日(金) 体育大会(ビッグホール)

その他 期末テスト(6月下旬) 懇談会(7月中旬)

*Ⅰ学期は中間テストがありません。代わりに各教科で単元テストを行います。

その他

2学期は…中間テスト(9月)	和歌山探訪(10月末)	城東フェスティバル(11月)
期末テスト(11月末)	懇談会(12月半ば)	
3学期は…学年末テスト(2月末)	卒業式(3月上旬)	学年レク(3月半ば)
2年生…職場体験学習(10月)	3年生…修学旅行(10月)	などがあります。

○毎月の学校行事のお知らせについて

・毎月月末に翌月の学年だよりが渡されます。時間割や行事予定は学年だよりでご確認ください。
また、LINE(掲示板)・城東中学校のHPにて確認することも可能です。

・学校からのお知らせ(集金・懇談会・授業参観等)のお知らせは、LINEを通じてお知らせいたします。
紙での配布は行わないものもあります。学校からのLINEの確認をお願いします。

・LINEの登録は入学式後に説明・登録を行う予定です。

参考資料1：制服取扱店 新標準服(A)

令和7年10月31日 更新

販売店名称	住所	電話番号	取り扱い製品		
			ブレザー	スラックス	スカート
小倉産業株式会社	和歌山市三木町台所町4-2	073-433-3434	○	○	○
株式会社エイコーコジマ	和歌山市市小路126-12	073-452-4129	○	○	○
大谷被服産業株式会社	和歌山市新通4丁目15	073-431-1361	○	○	○
株式会社 日伸	和歌山市神前298-1	073-471-3261	○	○	○
フタバ洋品店	和歌山市次朗丸98-4	073-453-2261	○	○	○
イオスタイル和歌山	和歌山市ふじと台23番地	073-456-2700	○	○	○
株式会社 ウチハタ	和歌山市毛革屋丁32	073-424-5366	○	○	○
株式会社オークワ スーパーセンター パームシティ和歌山店	和歌山市中野31-1	073-456-2000	○	○	○
洋服の青山 和歌山紀ノ川店	和歌山市次朗丸103番1	073-454-7145	○	○	○
有限会社 ビバーチェ	和歌山市田中町4丁目58番地	073-402-2588	○	○	○
有限会社 デザインクラフト	和歌山市神前467-1	073-474-9801	○	○	○

標準服指定マークについて

旧標準服(B)使用の際は必要になります。

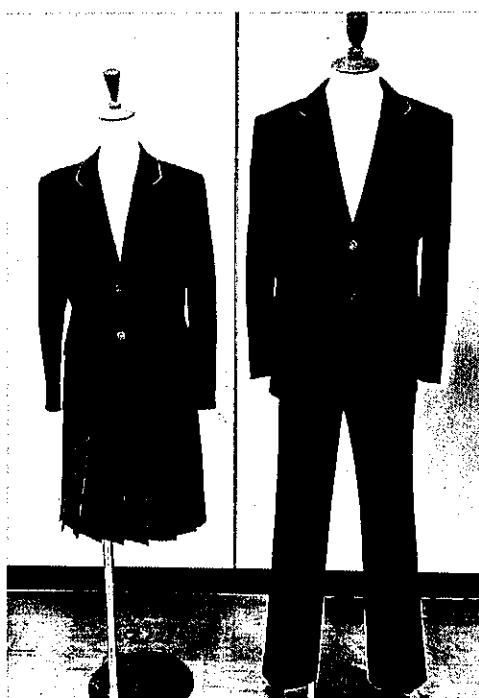
新標準服(A)は不要です。

標準服指定マーク協力店名

和歌山市中学校標準服推進委員会

株式会社 ウチハタ 和歌山 三木町台所町4-2 073-433-3434	株式会社 エイコーコジマ 和歌山 市小路126-12 073-452-4129	大谷被服産業株式会社 和歌山 新通4丁目15 073-431-1361	大谷洋品店株式会社 和歌山 中ノ島北ノ丁4 073-422-3800
小倉産業株式会社 和歌山 次朗丸98-4 073-453-2261	株式会社 日伸 和歌山 神前298-1 073-471-3261	デザインクラフト 和歌山 神前298-1 073-474-9801	株式会社 ビバーチェ 和歌山 田中町4丁目58番地 073-402-2588
フタバ洋品店 和歌山 次朗丸98-4 073-453-2261	株式会社 オークワ 和歌山 中野31-1 073-456-2000	イオン和歌山店 和歌山 中野31-1 073-456-2700	洋服の青山 和歌山 次朗丸103番1 073-454-7145
学校保管用 和歌山 次朗丸98-4 073-453-2261			

新標準服(A)



参考資料2：旧標準服(B)の規定

和歌山市中学校標準服の規定

和歌山市中学校標準服推進委員会

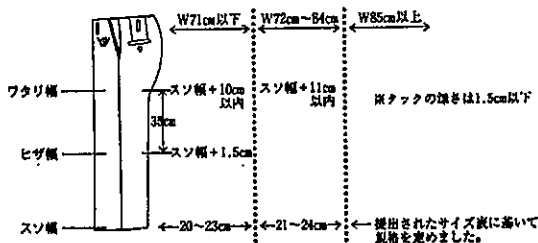
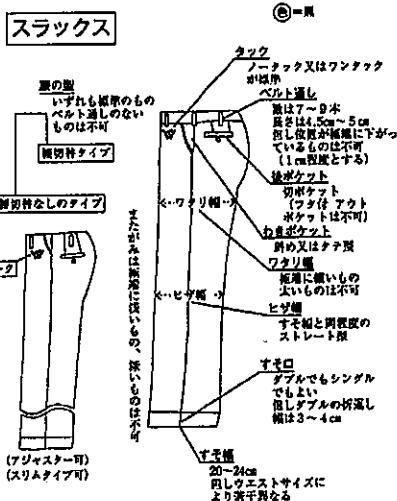
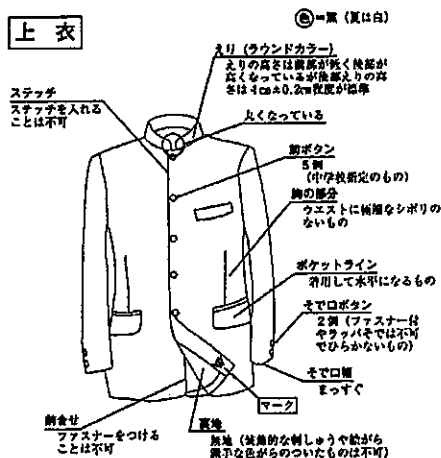
和歌山市中学校PTA連合会 和歌山市中学校長会 和歌山市中学校生徒会連合会
和歌山市教育委員会 和歌山市立少年センター

和歌山市の中学校では、次代をになう生徒の心身ともに健全な発育を願って、昭和57年度より全市統一した（各中学校では、一名の例外者もないよう保護者にもこの主旨、内容についての徹底協力を依頼する。）下記規定の「標準服」を着用させることにしています。なお、このことについて、市内服取扱店には、規定の遵守のお願いをお願いします。

記

1. 「標準服」には必ず服取扱店名の判別できる指定マーク（色はクロームイエロー・オレンジ）をつける。
2. 「変型服」と思われる服に指定マークがついてあった場合、服取扱店に通知して「標準服」と交換する。
3. 「標準服」の取扱店の店頭には「標準服指定マーク取付店」の旗を掲げる。
4. 「標準服」についての詳しい規定は図示しているとおりである。
5. 標準服指定マーク協力店は、誓約書を和歌山市中学校標準服推進委員会に提出する。

< 学生服 >



部 活 動

1 目的

教育は、人格の完成と社会の形成者の育成を期して行われる営みです。学校教育は、学習者が自ら進んで学習等に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければなりません。学校教育の一環である本校の部活動もこの教育的役割に貢献することを目的としています。そのため、学校長を中心とした体制のもと、和歌山県中学校運動部活動活動方針を踏まえ、学校の指導方針に沿って行います。

2 目標

本校の部活動は、生徒自らが自治的・組織的に部を運営し、学業等の生活諸活動とのバランスを図りながら、誰もが公平・平等にスポーツ・文化活動の楽しさ・喜びを享受し、人間的にも成長し、生活の充実と学校構成員としての誇りを強く抱くようにするものです。

(1) 育てるべき資質能力と態度

多様な仲間とともに、適切なスポーツ・文化活動の機会や場を創り、運営する力と態度

(2) 活動の展開

- ① 各部の目標設定、計画と運営について、生徒自らが主体的に取り組む
- ② 各部の活動内容については、多様な仲間等との対話により決定する
- ③ 各部において活動を振り返り、評価し、状況を発信する

3 教育課程との関連について

自治を基本とする部活動は、生徒自ら決定すべき事柄も多く、裁量の幅も広がります。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実践の場であり、スポーツ・文化の環境・組織の自治能力を育むのに相応しい教育の機会と位置付けています。

4 部の設置と参加の仕方について

教育効果をできるだけ多くの生徒に保証するには、加入率を高めることが必要となります。そのためには、生徒の発達段階・ライフステージに応じた活動を保証し、活動してみたいと魅力を感じる部の設置や参加の仕方を用意したいのですが、生徒数の減少、施設・設備の問題等もあり、必ずしも多様な生徒のニーズに応えられるとは限りません。本年度は、次の部を設置し、活動をしました。

<本年度設置部> 陸上競技（男女） ソフトテニス（男女） バスケットボール（男女）
卓球（男女） バレーボール（女） 音楽 美術

5 顧問の役割

技術指導等について、教員が専門性を持って指導できるとは限らず、また、それは求めるものではありません。顧問の役割の第一は、教員としての専門性を発揮し、生徒の自治的な活動を支援することです。それは、中学校学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実践を支援することであり、教育目標の実現に向かうものです。各部のマネジメントに顧問の個性を生かすこと自体を否定するものではありませんが、各部のマネジメントに顧問の個性を生かすことは、学校の共通目的をめざす範囲内で行われることです。部活動は、公的教育機関としての学校で展開されているということを常に意識し、顧問教員や指導者、保護者等の個人的な教育観・スポーツ観・文化観や指導能力に過度に依存してはならず、全教員で組織的に対処していくことが大切となります。

6 次年度に向けて

現在、文部科学省、スポーツ庁は、学校部活動の地域展開を進めています。和歌山県教育委員会は、その方針を踏まえ、和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針を策定しました。その理由には、多面的・多角的な視点があります。

本校では、それらの方針に基づき、次年度の部活動について、平成30年に示された「和歌山県運動部活動指針」等も踏まえ、次のとおり実施することを予定しています。

(1) 設置する部について

現在活動している生徒もいることから、原則として、本年度同様の部を設置したいと考えています。ただし、部の設置には、参加する生徒、生徒の自治的な活動を支援する顧問、適切な活動場所、必要な道具等、様々な条件が必要となります。そのときの状況により、適切な活動が可能と判断できる部を設置します。

(2) 活動について

活動日時は、原則として、平日の放課後（16：45まで）とします。ただし、大会等への参加に伴い、活動時間の延長や休日の活動もあるかもしれません。そのときは、顧問教員ではなく、部活動指導員による指導が基本となります。

(3) 活動の停止について

活動に必要な様々な条件が充たされず、また、適切な活動が困難な状況であると学校長が判断したときは、部の活動を停止することがあります。

和歌山県運動部活動指針（概要） H30.4

指針策定の趣旨等

運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な活動により行われるものであり、多くの成果をもたらしています。一方、その運営等については、課題も指摘されるとともに指導力を向上させることが求められています。

このような中で、和歌山県教育委員会では、国に先駆け「和歌山県中学校運動部活動指針(H29.1月)」を策定し、その徹底に向けて取り組んできました。

この度、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）が示され、本ガイドラインに則った各都道府県の方針の策定が求められています。

本県においては、先に策定した和歌山県中学校運動部活動指針に、本ガイドラインの内容を加え、「和歌山県運動部活動指針」として新たに示すこととしました。本指針の基本的な考え方は、学校の種類等に関わらず該当するものであることから、中学校段階はもとより、高等学校段階においても、競技の特性や学校の状況等を踏まえ、本指針に準拠することを原則とします。

本指針に基づき、運動部活動が適切に行われるとともに、運営や指導方法のより一層の向上が図られ、運動部活動が充実・発展することを願います。

1 学校教育の一環としての運動部活動

(1) 運動部活動の意義（ねらい）の再確認

学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

意義（ねらい）に立ち返り、関係者の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動の運営を行う。

(2) 活動の方向性の確認

指導に当たっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。

（内発的な動機付けを触発・成功体験の積み重ね）

(3) 運動部活動の方針の策定等

校長は、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。

校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

(4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。

学校は、生徒・保護者及び地域に対して、適宜、活動目標や方針、年間計画を説明し、周知徹底する。



2 運動部活動を支える環境の整備

(1) 多面的な指導ができる体制の構築

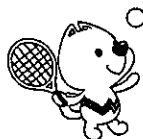
安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。

(2) 運動部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化

運動部活動運営委員会や保護者会等により運営方針等について共通理解を図り、形骸化しないよう常に課題意識を持ち、運営委員会等の活性化を図る。

(3) 活動機会の確保

人数が揃わず、満足な活動ができない運動部を抱える学校は、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、部の再編や合同部活動の積極的な運用を図る。



3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

本項の(1)、(2)及び(3)は、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、特に成長著しい中学校段階の生徒の運動部活動を主な対象としている。ただし、高等学校段階においても、年間計画等を作成するに当たり、適切に休養日や活動時間を設定することで、メリハリのある運動部活動を心がけることが大切である。

(1) 休養日の設定

1週間の内、1日は休養日を設ける。休養日は、原則、土・日とする。

* 大会等で休養日を土・日曜日に設定できない場合は、月曜日を休養日とするなど、適宜、振り替えを行う。

その場合でも、月に4日以上、土・日を休養日とする。

上記の休養日に加え、平日1日の休養日を取り入れる。

(2) 活動時間の設定

平日は、2時間程度（朝練習を含む）とする。学校の休業日（学期中の土・日を含む）は、特別な場合を除き

3時間程度とする。週当たりの活動時間は、16時間未満とする。

交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。

(3) 参加する大会等の見直し

校長は、各運動部が参加する大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(4) 指導方法

運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。

(5) 体罰・不祥事等の防止

体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底する。

運営に係る経費の取扱いについては、細心の注意を払う。

運動部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。

(6) 安全管理と事故防止

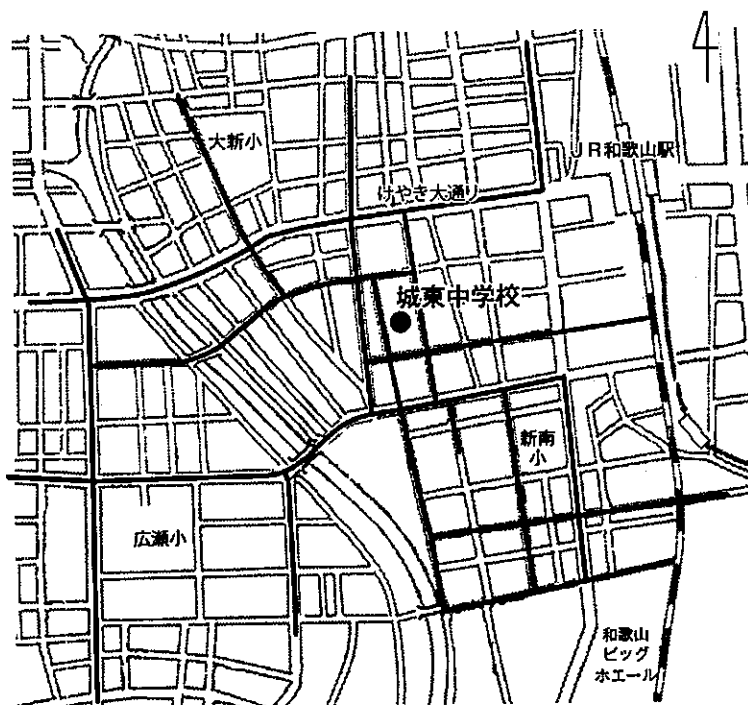
指導体制を構築し、安全管理を徹底する。（生徒の健康管理の徹底、事故防止や事故発生時に対応するマニュアルの作成）

設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的な点検補修を行う。

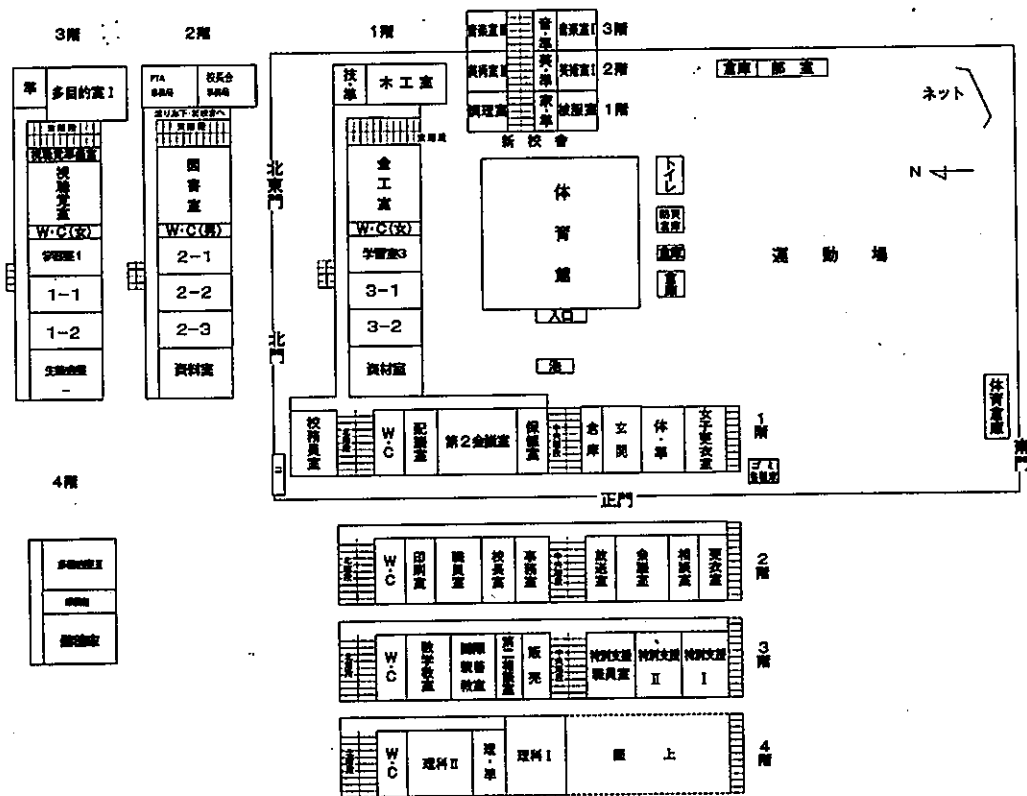
環境条件に応じた適切な指導に努める。



通 学 路



令和7（2025）年度 校舎配置図



入学式について

- 1 日 時 令和8（2026）年4月8日（水）午前9時開式
- 2 会 場 本校体育館
- 3 その他
 - (1)生徒は、午前8時30分までに保護者同伴で登校してください。
 - (2)中学校の入学式にふさわしい服装・頭髪で臨んでください。
 - (3)駐車スペースはありません。自動車でのご来校はご遠慮ください。自転車、バイク等で来校される場合は、教職員の指示に従い駐輪してください。

○入学式当日に気象警報（特別・大雨・暴風警報）が発表されたときの対応について

- ・7時まで（7時00分は含まない）に解除されたとき
予定どおり開式します
- ・7時00分から8時まで（8時00分は含まない）に解除されたとき
10時開式（受付 9時30分～45分 生徒集合 9時45分）とします
- ・8時00分から12時まで（12時00分は含まない）に解除されたとき
14時開式（受付 13時30分～45分 生徒集合 13時45分）とします
- ・12時以降（12時00分含む）に解除されたとき 開式までに警報が発表されたとき
入学式は翌日（4月9日）に延期（対面式・始業式は入学式翌日とする）します
- ・開式後に発表されたときは、状況によりその場で判断します。

学用品等の販売について

- ・日時 令和8（2026）年3月14日（土）10時～11時30分
- ・場所 本校体育館 ※は必ずご準備ください。

品 名（※印は必ず必要となります）		販売価格	
※ アルトリコーダー		2,200円	A
※（どちらでも可）	通学用カバン（ショルダー型）	4,300円	B
	通学用カバン（リュック型）	7,500円	B
※ 体育館シューズ（ひも付き）		2,800円	C
体育館シューズ入れ		250円	C
※ 体操服（緑） （4L以上は価格が 上がります）	長袖上着	4,700円	D
	長ズボン	3,800円	D
	半袖シャツ	2,900円	D
	ハーフパンツ	2,900円	D
ネクタイ（セーラー服着用時のみ）		650円	D
城東中学校オリジナルポロシャツ*校章なしは100円引き		1,800円	E

- ・A～Eは、それぞれ会計が別になります。できるだけお釣りがないようにご協力ください。
- ・名札は、入学式当日に配布し、代金（70円）は学級で集金します。
- ・上記学用品は、譲り受けたもの等を使用することができます。

新入生保護者の皆さまへ

令和8年 2月10日
(2026年)
和歌山市立城東中学校
校長 清水 歩

集金の口座引き落とし導入のお知らせ

立春の候、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、城東中学校では保護者の皆さまの利便性向上と安全面での配慮等を目的として、昨年度より集金額の口座引き落とし制度を導入しております。これにより、これまで現金でお預かりしていた教材費や校外学習費等を、指定の口座より自動的に引き落としいたします。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、『自動払込利用申込書』のご提出をお願いいたします。また、口座引き落としは、ゆうちょ銀行を利用いたします。引き落としに、手数料(1回10円)が必要になりますので、集金額と併せて引き落としさせていただくことになります。

なお、ゆうちょ銀行に口座がない場合は口座の開設をお願いいたします。名義は保護者、生徒を問いません。趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

■開始時期 令和8年5月末予定 (金額、日時はその都度連絡いたします)

■提出書類 自動払込利用申込書 (別紙) 1枚 (届出印をお間違いなく)

■提出期日 令和8年4月10日(木)

■提出先 城東中学校1年生 各担任

■引き落とし金融機関 ゆうちょ銀行

*他機関の銀行口座は、引落口座として使用できません。ゆうちょ口座のみの利用になります。
ゆうちょ口座が開設できない場合は、学校にご相談ください。

*その他、ご不明な点がございましたら、学校(424-4408 教頭)までお問い合わせください。

